

民有地緑化事業の補助制度

問 公園緑地課(☎62-1023)

市が緑に溢れ、安らぎと潤いを与えるまちとなるため、次の補助事業を実施しています。補助を受けるには、事前申請が必要です。必ず工事前に相談してください。

大規模

ID 1003857

▶ 屋上緑化事業、壁面緑化事業、駐車場緑化事業、空地緑化事業

要件 緑化対象面積の合計が50㎡以上で、かつ市が定めた評価基準を満たした緑化事業

補助金額 「屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化または空地緑化に係る経費の2分の1」と、屋上緑化事業、壁面緑化事業については「緑化対象面積(㎡)×30,000円」、駐車場緑化事業については「緑化対象面積(㎡)×20,000円」、空地緑化については「緑化対象面積(㎡)×15,000円」を比較して少ない方の額(限度額500万円)

※緑化対象面積とは、都市緑地法施行規則で定める方法により算出した面積

▶ 生垣設置事業

要件 延長15m以上の生垣を設置し、かつ市が定めた評価基準を満たした緑化事業

補助要件 「生垣設置に係る経費の2分の1」と「植栽延長(m)×5,000円」を比較して少ない方の額(限度額500万円)

小規模

ID 1003856

▶ 生垣設置事業

要件 住宅、店舗、事務所、工場および駐車場の用に供する土地内で、道路に面した所に高さ90cm以上の樹木を植栽延長3m以上新たに植栽する事業。ただし、植栽延長1mにつき2本以上植栽する場合に限る。

補助金額 「樹木の購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽延長(m)×5,000円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額75,000円)

▶ 屋上緑化事業

要件 建築物の屋上など*1に樹木など*2を3㎡以上新たに植栽する事業。ただし、プランターを使用する場合は、1基当たりの容積が100ℓ以上のもを使用する場合に限る。

補助金額 「樹木など*2の購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽面積(㎡)×20,000円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額50万円)

▶ 壁面緑化事業

要件 建築物および工作物の道路に面した壁面に樹木など*2を3㎡以上新たに植栽する事業

補助金額 「樹木など*2の購入および植栽工事などに要した経費の3分の2」と「植栽面積(㎡)×10,000円」を比較してどちらか少ない方の額(限度額25万円)

*1 屋上およびバルコニー(ベランダを除く)

*2 樹木、芝、地被類、つる性植物などで多年生の植物

